

令和3年10月22日
(教)総務課行政係
内線：4525

群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正内容

第3条（手続等の告示）の削除
（第3条の概要）

オンライン（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等）で行政手続を行う場合に、その根拠となる法令又は条例等の名称及び条項の告示を必要とすることを定めた規定。

※当該改正に伴い、上記規定に基づく告示（2件）も廃止される。

2 改正理由

行政手続のオンライン化推進に伴い、規則第3条（手続等の告示）の規定の必要性が低下したことから、規定の見直しを行うもの。

行政手続については、従来書面での手続が一般的であり、オンライン化された手続については、その例外として広く県民に周知する必要があった。このため、規則第3条により告示を求めていたものである。

3 施行日

令和3年9月28日